

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

高知県障害者自立支援法施行細則

高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(抜粋)

高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(抜粋)

本則

本則

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)を施行するため、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)その他の法令(厚生労働省告示を含む。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1条 この規則は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)を施行するため、法、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)その他の法令(厚生労働省告示を含む。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市町村等への情報提供)

(市町村等への情報提供)

第4条 知事は、法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定若しくは法第41条第1項の当該指定の更新若しくは法第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定若しくは法第51条の21第1項の当該指定の更新、法第37条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更若しくは法第39条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の変更、第3条若しくは第3条の2の届出の受理又は法第50条第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止若しくは法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下この項において「指定等」という。)を

第4条 知事は、法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定若しくは法第41条第1項の当該指定の更新若しくは法第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定若しくは法第51条の21第1項の当該指定の更新、法第37条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更若しくは法第39条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の変更、第3条若しくは第3条の2の届出の受理又は法第50条第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止若しくは法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下この項において「指定等」という。)を

したときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等の内容(当該指定等に係る事実が生じた日及びサービス事業所の名称等の変更の日、指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業等の再開の日、廃止の予定日若しくは休止の予定期間又は指定障害者支援施設の指定の辞退の日を含む。)及び当該指定等に係る指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1)～(6) 略

(7) 運営規程(高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第15号)第33条(同条例第46条及び第51条において読み替えて準用する場合を含む。)、第71条、第94条(同条例第153条、第163条、第176条、第189条、第194条及び第214条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第111条、第125条、第139条(同条例第205条において準用する場合を含む。))若しくは第196条、高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第16号)第48条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第27条(同令第45条において準用する場合を含む。))に規定する運営規程をいう。

(8) 略

2・3 略

第5条 削除

したときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等の内容(当該指定等に係る事実が生じた日及びサービス事業所の名称等の変更の日、指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業等の再開の日、廃止の予定日若しくは休止の予定期間又は指定障害者支援施設の指定の辞退の日を含む。)及び当該指定等に係る指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1)～(6) 略

(7) 運営規程(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第31条(同令第43条第1項及び第48条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第67条、第89条(同令第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第223条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第123条、第135条、第149条(同令第213条において準用する場合を含む。))若しくは第204条、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)第41条又は障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第27条(同令第45条において準用する場合を含む。))に規定する運営規程をいう。

(8) 略

2・3 略

(育成医療に係る支給認定の申請手続等)

第5条 法第53条第1項及び省令第35条第1項の規定による育成医療(政令第1条第1号に規定する育成医療をいう。以下同じ。)に係る支給認定(法第52条第1項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)の申請並びに法第56条第1項及び省令第45条第1項の規定に基づく育成医療に係る支給認定の変更の申請は、別記第4号様式によりしなければならない。

(精神通院医療に係る支給認定の申請手続等)

第6条 法第53条第1項及び省令第35条の規定による精神通院医療(政令第1条の2第3号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。)に係る支給認定(法第52条第1項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)の申請並びに法第56条第1項及び省令第45条(同条第3項において準用する省令第35条第3項を含む。)の規定に基づく精神通院医療に係る支給認定の変更の申請は、別記第8号様式によりしなければならない。

2 省令第35条第2項第1号に掲げる医師の診断書は、別記第9号様式によるものとする。

2 前項の支給認定に係る申請書には省令第35条第2項各号に掲げる書類を、前項の支給認定の変更に係る申請書には医療受給者証(法第54条第3項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。)及び省令第45条第1項第3号に掲げる事項を証する書類を添えなければならない。ただし、知事が当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 前項の規定により添えなければならない省令第35条第2項第1号に掲げる医師の意見書は、別記第5号様式によるものとする。

4 第1項及び第2項の規定により提出する書類は、当該支給認定の申請又は支給認定の変更の申請をしようとする障害児の保護者の居住地(当該障害児の保護者が居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、当該障害児の保護者の所在地)を所管する福祉保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

5 知事は、法第54条第1項の規定により支給認定を行ったときは、同条第3項の規定により交付する別記第6号様式による医療受給者証とともに別記第7号様式による管理票を当該支給認定を受けた障害児の保護者に対して交付するものとする。

(精神通院医療に係る支給認定の申請手続等)

第6条 法第53条第1項及び省令第35条第1項の規定による精神通院医療(政令第1条第3号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。)に係る支給認定の申請並びに法第56条第1項及び省令第45条第1項の規定に基づく精神通院医療に係る支給認定の変更の申請は、別記第8号様式によりしなければならない。

2 前項の支給認定に係る申請書及び支給認定の変更に係る申請書については、前条第2項の規定を準用する。

3 前項において準用する前条第2項の規定により添えなければならない省令第35条第2項第1号に掲げる医師の診断書は、別記第9号様式によるものとする。

4 第1項及び第2項の規定により提出する書類は、当該支給認定の申請

- 3 知事は、法第 54 条第 1 項の規定により支給認定を行ったときは、同条第 3 項の規定により交付する別記第 10 号様式による医療受給者証とともに別記第 11 号様式による管理票を当該支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者に対して交付するものとする。

(支給認定の申請内容の変更の届出手続)

- 第 7 条 政令第 32 条第 1 項及び省令第 47 条(同条第 3 項において準用する省令第 35 条第 3 項を含む。)の規定による精神通院医療に係る支給認定の申請内容の変更の届出は、別記第 12 号様式によりしなければならない。

(医療受給者証の再交付の申請手続)

- 第 8 条 政令第 33 条第 1 項並びに省令第 48 条第 1 項及び第 2 項並びに同条第 4 項において準用する省令第 35 条第 3 項の規定による精神通院医療に係る医療受給者証の再交付の申請は、別記第 13 号様式によりしなければならない。

又は支給認定の変更の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村(当該障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、当該障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村。以下同じ。)を経由して知事に提出しなければならない。

- 5 知事は、法第 54 条第 1 項の規定により支給認定を行ったときは、同条第 3 項の規定により交付する別記第 10 号様式による医療受給者証とともに別記第 7 号様式による管理票を当該支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者に対して交付するものとする。

(支給認定の申請内容の変更の届出手続)

- 第 7 条 政令第 32 条第 1 項及び省令第 47 条第 1 項の規定による支給認定の申請内容の変更の届出は、医療受給者証を添えて、別記第 11 号様式によりしなければならない。

- 2 前項の届出書には、省令第 47 条第 1 項第 4 号に掲げる事項を証する書類を添えなければならない。ただし、知事が当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- 3 精神通院医療に係る第 1 項の届出は、当該届出をする障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村を経由してしなければならない。

(医療受給者証の再交付の申請手続等)

- 第 8 条 政令第 33 条第 1 項及び省令第 48 条第 1 項の規定による医療受給者証の再交付の申請は、育成医療に係るものにあつては別記第 12 号様式により、精神通院医療に係るものにあつては別記第 13 号様式によりなければならない。

- 2 精神通院医療に係る前項の申請は、当該申請をする障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村を経由してしなければならない。

- 3 医療受給者証を破り、又は汚した場合における第 1 項の申請には、当該医療受給者証を添えなければならない。



別記第1号様式(第2条関係)

(指定障害福祉サービス事業者/指定障害者支援施設/指定一般相談支援事業者)指定(指定更新)申請書

[別紙参照]

別紙1-1

(居宅介護/重度訪問介護/同行援護/行動援護)事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙1-2

(様式は省略)

別紙2

療養介護事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙3-1

生活介護事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙3-2

一体的に管理運営を行う従たる事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙4

短期入所事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙5

重度障害者等包括支援事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙6-1

(共同生活介護事業所(ケアホーム)/共同生活援助事業所(グループホ

別記第1号様式(第2条関係)

(指定障害福祉サービス事業者/指定障害者支援施設/指定一般相談支援事業者)指定(指定更新)申請書

[別紙参照]

別紙1-1

(居宅介護/重度訪問介護/同行援護/行動援護)事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙1-2

(様式は省略)

別紙2

療養介護事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙3-1

生活介護事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙3-2

一体的に管理運営を行う従たる事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙4

短期入所事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙5

重度障害者等包括支援事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙6-1

(共同生活介護事業所(ケアホーム)/共同生活援助事業所(グループホ

一ム))の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 6-2

(共同生活介護事業所(地域移行型ホーム)/共同生活援助事業所(地域移行型ホーム))の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 7-1

自立訓練(機能訓練)事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 7-2

一体的に管理運営を行う従たる事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 8-1

自立訓練(生活訓練)事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 8-2

一体的に管理運営を行う従たる事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 9-1

(就労移行支援事業所(一般型)/就労移行支援事業所(資格取得型))の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 9-2

一体的に管理運営を行う従たる事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 10-1

(就労継続支援A型/就労継続支援B型)事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

一ム))の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 6-2

(共同生活介護事業所(地域移行型ホーム)/共同生活援助事業所(地域移行型ホーム))の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 7-1

自立訓練(機能訓練)事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 7-2

一体的に管理運営を行う従たる事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 8-1

自立訓練(生活訓練)事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 8-2

一体的に管理運営を行う従たる事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 9-1

(就労移行支援事業所(一般型)/就労移行支援事業所(資格取得型))の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 9-2

一体的に管理運営を行う従たる事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 10-1

(就労継続支援A型/就労継続支援B型)事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 10-2

一体的に管理運営を行う従たる事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 11

(様式は省略)

別紙 12-1

障害者支援施設の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 12-2

昼間実施サービス及び施設入所支援に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 12-3

(様式は省略)

別紙 13-1

指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 13-2

(様式は省略)

第 1 号様式の 2 (第 2 条の 2 関係)

(指定障害福祉サービス事業者/指定障害者支援施設) 変更指定申請書

[別紙参照]

第 2 号様式 (第 3 条関係)

サービス事業所等変更届出書

[別紙参照]

別紙 10-2

一体的に管理運営を行う従たる事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 11

(様式は省略)

別紙 12-1

障害者支援施設の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 12-2

昼間実施サービス及び施設入所支援に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 12-3

(様式は省略)

別紙 13-1

指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項

[別紙参照]

別紙 13-2

(様式は省略)

第 1 号様式の 2 (第 2 条の 2 関係)

(指定障害福祉サービス事業者/指定障害者支援施設) 変更指定申請書

[別紙参照]

第 2 号様式 (第 3 条関係)

サービス事業所等変更届出書

[別紙参照]

第3号様式(第3条関係)

指定障害福祉サービス事業等再開届出書

[別紙参照]

第3号様式の2(第3条関係)

指定障害福祉サービス事業等廃止等届出書

[別紙参照]

第3号様式の3(第3条の2関係)

指定障害者支援施設指定辞退届出書

[別紙参照]

第4号様式から第7号様式まで 削除

第3号様式(第3条関係)

指定障害福祉サービス事業等再開届出書

[別紙参照]

第3号様式の2(第3条関係)

指定障害福祉サービス事業等廃止等届出書

[別紙参照]

第3号様式の3(第3条の2関係)

指定障害者支援施設指定辞退届出書

[別紙参照]

第4号様式(第5条関係)

自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)

[別紙参照]

第5号様式(第5条関係)

自立支援医療(育成医療)意見書

[別紙参照]

第6号様式(第5条関係)

自立支援医療受給者証(育成医療)

[別紙参照]

第7号様式(第5条、第6条関係)

負担上限月額管理票

[別紙参照]

第 9 号様式(第 6 条関係)

診断書(自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請用)

[別紙参照]

第 11 号様式(第 6 条関係)

負担上限月額管理票(精神通院医療)

[別紙参照]

第 12 号様式(第 7 条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(精神通院医療)

[別紙参照]

第 13 号様式(第 8 条関係)

自立支援医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

[別紙参照]

第 14 号様式(第 9 条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書

[別紙参照]

第 15 号様式(第 9 条関係)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書

[別紙参照]

第 16 号様式(第 9 条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定更新申請書

[別紙参照]

第 9 号様式(第 6 条関係)

診断書(自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請用)

[別紙参照]

第 11 号様式(第 7 条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(育成医療・精神通院医療)

[別紙参照]

第 12 号様式(第 8 条関係)

自立支援医療受給者証(育成医療)再交付申請書

[別紙参照]

第 13 号様式(第 8 条関係)

自立支援医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

[別紙参照]

第 14 号様式(第 9 条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書

[別紙参照]

第 15 号様式(第 9 条関係)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書

[別紙参照]

第 16 号様式(第 9 条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定更新申請書

[別紙参照]

第 17 号様式(第 9 条関係)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書  
[別紙参照]

第 18 号様式(第 10 条関係)

指定自立支援医療機関変更届出書  
[別紙参照]

第 19 号様式(第 11 条関係)

指定自立支援医療機関休止等届出書  
[別紙参照]

第 20 号様式(第 12 条関係)

指定自立支援医療機関指定辞退申出書  
[別紙参照]

第 17 号様式(第 9 条関係)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書  
[別紙参照]

第 18 号様式(第 10 条関係)

指定自立支援医療機関変更届出書  
[別紙参照]

第 19 号様式(第 11 条関係)

指定自立支援医療機関休止等届出書  
[別紙参照]

第 20 号様式(第 12 条関係)

指定自立支援医療機関指定辞退申出書  
[別紙参照]